

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第63号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表172の項及び173の項を次のように改める。

172	削除					
173	削除					

別表174の項中「ふぐ処理師の」を「ふぐ処理者の」に、「ふぐ処理師免許申請手数料」を「ふぐ処理者免許申請手数料」に改め、同表175の項中「ふぐ処理師の」を「ふぐ処理者の」に、「ふぐ処理師免許証書換え手数料」を「ふぐ処理者免許証書換え手数料」に改め、同表176の項中「ふぐ処理師の」を「ふぐ処理者の」に、「ふぐ処理師免許証再交付手数料」を「ふぐ処理者免許証再交付手数料」に改め、同表177の項中「ふぐ処理師試験の」を「ふぐ処理者試験の」に、「ふぐ処理師試験手数料」を「ふぐ処理者試験手数料」に改め、同表278の項の次に次のように加える。

278 の2	家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付	家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料		1件 につき	1,700円	
278 の3	家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付	家畜人工授精所開設許可証再交付手数料		1件 につき	1,700円	

別表400の11の項を同表400の13の項とし、同表400の3の項から400の10の項までを2項ずつ繰り下げ、同表400の2の項の次に次のように加える。

400 の3	建築基準法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率又は壁面の位置に	居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可		1件 につき	16万円	
-----------	---	-------------------------------------	--	-----------	------	--

	関する特例の許可の申請に対する審査	申請手数料				
400 の4	建築基準法第60条の2の2第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき	16万円	

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表278の項の次に278の2の項及び278の3の項を加える改正規定並びに同表400の11の項を同表400の13の項とし、同表400の3の項から400の10の項までを2項ずつ繰り下げ、同表400の2の項の次に400の3の項及び400の4の項を加える改正規定 公布の日
- (2) 別表172の項から177の項までの改正規定 令和3年6月1日